

犬山市議会報告第2号

令和7年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

污水管きよ布設事業、五ヶ村雨水幹線整備事業、五郎丸第二雨水幹線整備事業の予算を翌年度に繰り越したからである。

令和7年度犬山市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 発 生 額
1 資本的支出	1 建設改良費	污水管きよ布設事業	円 555,538,000	円 355,951,500
		五ヶ村雨水幹線整備事業	389,152,700	195,847,370
		五郎丸第二雨水幹線整備事業	63,560,000	0
合	計		1,008,250,700	551,798,870

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金他			
円 139,345,300	円 18,000,000	円 121,300,000	円 45,300	円 60,241,200	円 0	地下埋設物の移転に時間を要したため
159,674,400	75,250,000	84,400,000	24,400	33,630,930	0	関連工事との工程調整により現場着手が遅れたため
50,400,000	18,750,000	30,800,000	850,000	13,160,000	0	地質調査の結果により追加調査が必要となったため
349,419,700	112,000,000	236,500,000	919,700	107,032,130	0	